

秋田県警察官の拳銃使用及び取扱いに関する訓令について

平成13年12月18日
本部訓令第35号
最終改正 令和7年1月1日

この訓令は、警察官の拳銃の使用及び取扱いについて定めたものであり、その内容は

- 拳銃等の管理責任者等
- 拳銃等の貸与、使用、携帯及び保管等
- 拳銃の手入れ及び修理

等である。